

坂東市議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	坂東市議会事務局
任命権者	坂東市議会議長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。なお、必要に応じて計画の見直しを行う。
坂東市議会事務局における障害者雇用に関する課題	坂東市議会事務局においては、全ての職員が市長部局からの出向者であり、独自での採用は行っていない。 しかしながら、今後他部局からの出向により障害者である職員が配属になることを想定した場合、体制整備と各種取組は必要であるため、本計画を策定する。
目標	
①採用に関する目標	採用については、出向元である市長部局と連携を密に、障害者である職員の配属を目指し協議する。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ○障害者である職員が配属になった際は、相談窓口を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者である職員が配属になった場合は、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、本人に合った業務の割振りを行う。
3. 障害者の活躍を推進するた	○障害者である職員が配属になった際は、期初及び期末に実施している人事評価面談時に、必要な配慮等の有

めの環境整備・ 人事管理	無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。